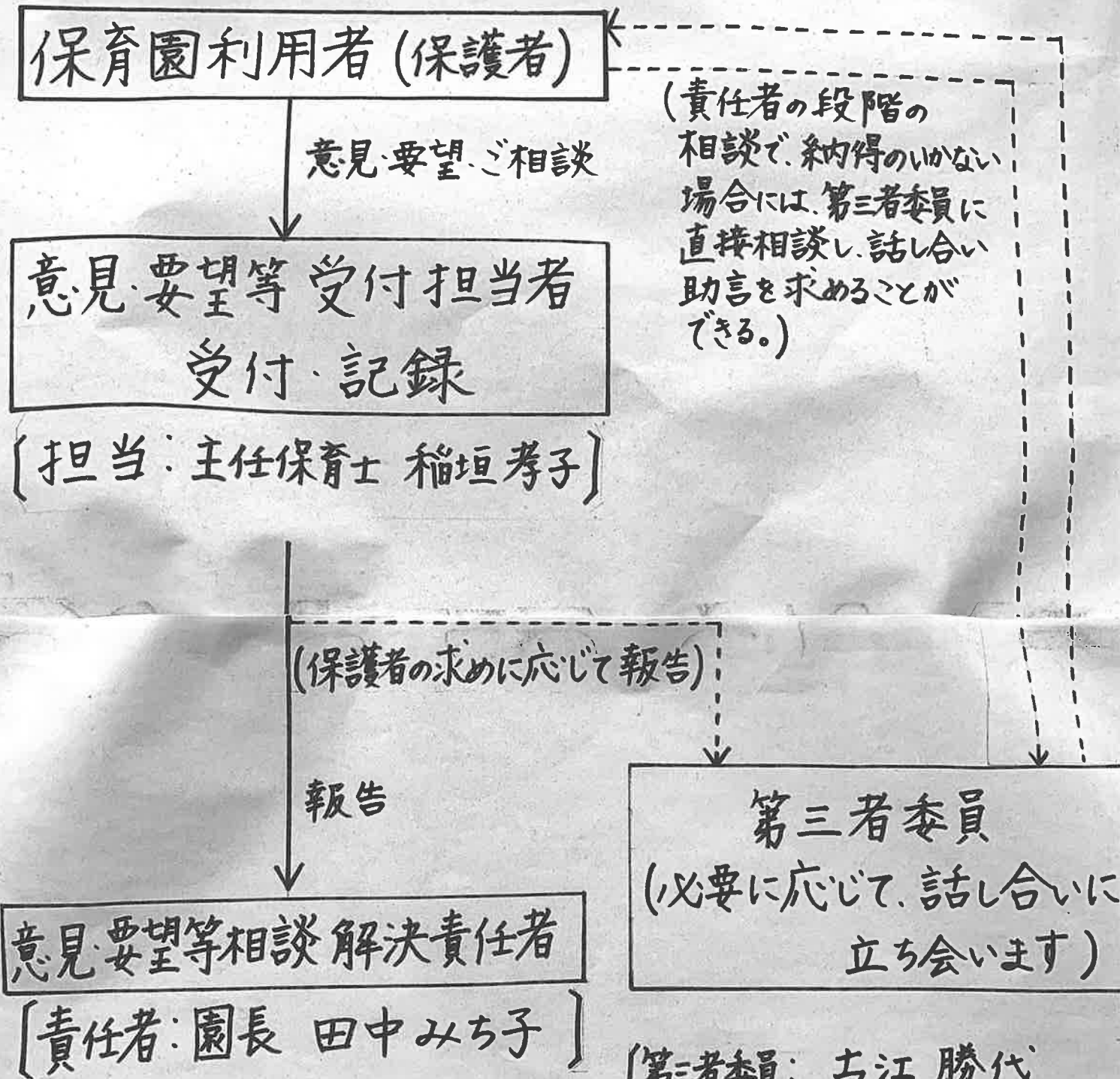


ご意見・ご要望解決のための仕組み



(責任者の段階の
相談で、納得のいかない
場合には、第三者委員に
直接相談し、話し合い
助言を求めることが
できる。)

(保護者の求めに応じて報告)

報告

第三者委員
(必要に応じて、話し合いに
立ち会います)

(第三者委員: 古江 勝代)

住所: 古河市駒羽根

1153-35

電話: 0280-92-3585

(第三者委員: 黒川 博美)

住所: 古河市葛生 546-1

電話: 0280-92-3455

※ 相談解決の結果(改善事項)は、

口頭もしくは、文書で責任者より

ご報告、申し上げます。